

別記1 燐灘を操業区域とする知事許可漁業における制限措置  
(県外入漁を除く)

知事許可漁業の種類	漁業種類	許可等をるべき船舶等の数	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を営む者の資格
機船船びき網漁業	さより機船 船びき網漁業	定めなし	48 キロワット (旧馬力15) 以下	四国中央市川之江町余木崎から香川県伊吹島赤崎見通し線と四国中央市土居町仏崎から越智郡上島町江ノ島東端見通し線の間の陸岸（最大高潮時海岸線）から 5,000 メートル以内の海域と四国中央市土居町仏崎から越智郡上島町江ノ島東端見通し線と今治市と西条市との境界点（大崎ノ鼻）から越智郡上島町江ノ島東端見通し線との間の海域 ただし、越智郡上島町江ノ島及び西条市東部地区地先における最大高潮時海岸線から 3,000 メートル以内の海域を除く。	10. 1～翌 5. 31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者
潜水器漁業	第一種共同漁業の目的とする水産資源を採捕する潜水器漁業	定めなし	2 トン未満 52 キロワット (旧馬力20) 以下  2 トン以上 4 トン未満 110 キロワット (旧馬力35) 以下  4 トン以上 120 キロワット (旧馬力40) 以下	漁業根拠地の第1種共同漁業権漁場区域内	1. 1～12. 31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者であつて、漁業権者の同意のある者
地びき網漁業	雑魚地びき網漁業	定めなし	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1. 1～12. 31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者
固定式刺し網漁業	雑魚磯建網漁業	定めなし	定めなし	漁業根拠地の第2種共同漁業権漁場区域内	1. 1～12. 31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者であつて、漁業権者の同意のある者
刺し網漁業	ぼら囲い刺し網漁業	定めなし	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1. 1～12. 31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者
かご漁業	かにかご漁業	定めなし	5 トン未満 210 キロワット (旧馬力70) 以下	漁業根拠地の第1種共同漁業権漁場区域内	10. 10～11. 20	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を

知事許可漁業の種類	漁業種類	許可等をるべき船舶等の数	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を営む者の資格
						有する者
すくい網漁業	いわし、いかなご、さつぱたきよせすくい網漁業	定めなし	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1. 1～12. 31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者
えむしこぎ漁業	えむしこぎ漁業	定めなし	定めなし	所属漁業地区における最大高潮時海岸線から3,000 メートル以内の海域 ただし、えむしを内容とする第1種共同漁業権漁場区域を除く。	1. 1～12. 31	四国中央市、新居浜市、西条市ひうち、同市西条又は同市禎瑞に漁業根拠地を有する者
			定めなし	西条市西部地区地先における最大高潮時海岸線から3,000 メートル以内の海域 ただし、西条市氷見と同市今在家との境界から今治市梶島東端を結んだ直線以東の海域及び西条市と今治市との境界(大崎ノ鼻)から香川県伊吹島中央見通し線を結んだ直線以北の海域並びにえむしを内容とする第1種共同漁業権漁場区域を除く。	1. 1～12. 31	西条市吉井、同市壬生川又は同市河原津に漁業根拠地を有する者
			定めなし	漁業根拠地地先における最大高潮時海岸線から3,000 メートル以内の海域 ただし、えむしを内容とする第1種共同漁業権漁場区域を除く。	1. 1～12. 31	今治市又は越智郡上島町に漁業根拠地を有する者
空釣りこぎ漁業	文ちゃんこぎ漁業	定めなし	5 トン未満 48 キロワット (旧馬力15) 以下	燧灘のうち瀬戸内海漁業取締規則第3条の規定に基づく解禁区域内	12. 1～翌 3. 31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者
はえ縄漁業	たい、はも、あなごはえ縄漁業	定めなし	定めなし	燧灘	1. 1～12. 31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者
			定めなし	燧灘及び伊予灘	1. 1～12. 31	今治市閏前、同市波方町小部又は同市菊間町に漁業根拠地を有する者
	ふぐはえ縄漁業	定めなし	定めなし	燧灘	1. 1～12. 31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者

知事許可漁業の種類	漁業種類	許可等をるべき船舶等の数	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を営む者の資格
			定めなし	燧灘及び伊予灘	1. 1～12. 31	今治市閑前、同市波方町小部又は同市菊間町に漁業根拠地を有する者
ほこ突き漁業	火光利用ほこ突き漁業	定めなし	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1. 1～12. 31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者
まき餌釣り漁業	まき餌釣り漁業	定めなし	定めなし	四国中央市川之江地区、同市三島地区及び同市土居町地区地先海域 ただし、当該漁業地区以外の共同漁業権漁場区域を除く。	1. 1～12. 31	四国中央市に漁業根拠地を有する者
			定めなし	新居浜市地区及び西条市東部地区地先海域 ただし、当該漁業地区以外の共同漁業権漁場区域を除く。	1. 1～12. 31	新居浜市、西条市ひうち、同市西条又は同市禎瑞に漁業根拠地を有する者
			定めなし	西条市西部地区地先海域 ただし、当該漁業地区以外の共同漁業権漁場区域を除く。	1. 1～12. 31	西条市吉井、同市壬生川又は同市河原津に漁業根拠地を有する者
			定めなし	今治市及び越智郡上島町地先海域 ただし、当該市町以外の共同漁業権漁場区域を除く。	1. 1～12. 31	今治市又は越智郡上島町に漁業根拠地を有する者
小型定置網漁業	雑魚小型定置網漁業	定めなし	定めなし	アイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲まれた区域 基点A 四国中央市土居町津根と同市土居町藤原との最大高潮時海岸線における境界 点ア Aから磁針方位 20 度 12 分 12 秒 3,350 メートルの点 イ Aから岡山県六島西端見通し 3,400 メートルの点 ウ イから香川県円上島と同県股島の喰合見通し 400 メートルの点 エ アから香川県円上島と同県股島の喰合見通し 400 メートルの点	4. 1～6. 30	四国中央市土居町に漁業根拠地を有する者
				アイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲まれた区域 基点A 四国中央市土居町藤原と同市土居町蕪崎との最大高潮時海岸線における境界 点ア Aから磁針方位 24 度 3,400 メートルの点 イ Aから磁針方位 20 度 3,400 メートル		

知事許可漁業の種類	漁業種類	許可等をるべき船舶等の数	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を営む者の資格
				の点 ウ イから香川県円上島中心見通し 550 メートルの点 エ アから香川県円上島中心見通し 550 メートルの点		
				アイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲まれた区域 基点A 四国中央市土居町蕪崎と同市土居町天満との最大高潮時海岸線における境界 点ア Aから磁針方位30度3,500メートルの点 イ Aから磁針方位26度3,430メートルの点 ウ イから香川県円上島と同県股島の喰合見通し500メートルの点 エ アから香川県円上島と同県股島の喰合見通し500メートルの点		
				アイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲まれた区域 基点A 四国中央市土居町蕪崎と同市土居町天満との最大高潮時海岸線における境界 点ア Aから磁針方位21度3,450メートルの点 イ Aから磁針方位17度3,400メートルの点 ウ イから香川県股島西端見通し500メートルの点 エ アから香川県円上島と同県股島の中心見通し500メートルの点		
				アイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲まれた区域 基点A 四国中央市土居町蕪崎と同市土居町天満との最大高潮時海岸線における境界 点ア Aから磁針方位9度3,300メートルの点 イ Aから磁針方位4度3,250メートルの点 ウ イから香川県円上島東端見通し500メートルの点 エ アから香川県円上島東端見通し500メートルの点		

備考 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。